

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 7 日

学校法人 笹田学園

理事会・評議委員会 御中

学校法人 笹田学園

監事 板倉 広享



監事 千葉 信二



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人笹田学園の令和 6 年度（令和 6 年度 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務または財産の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以 上